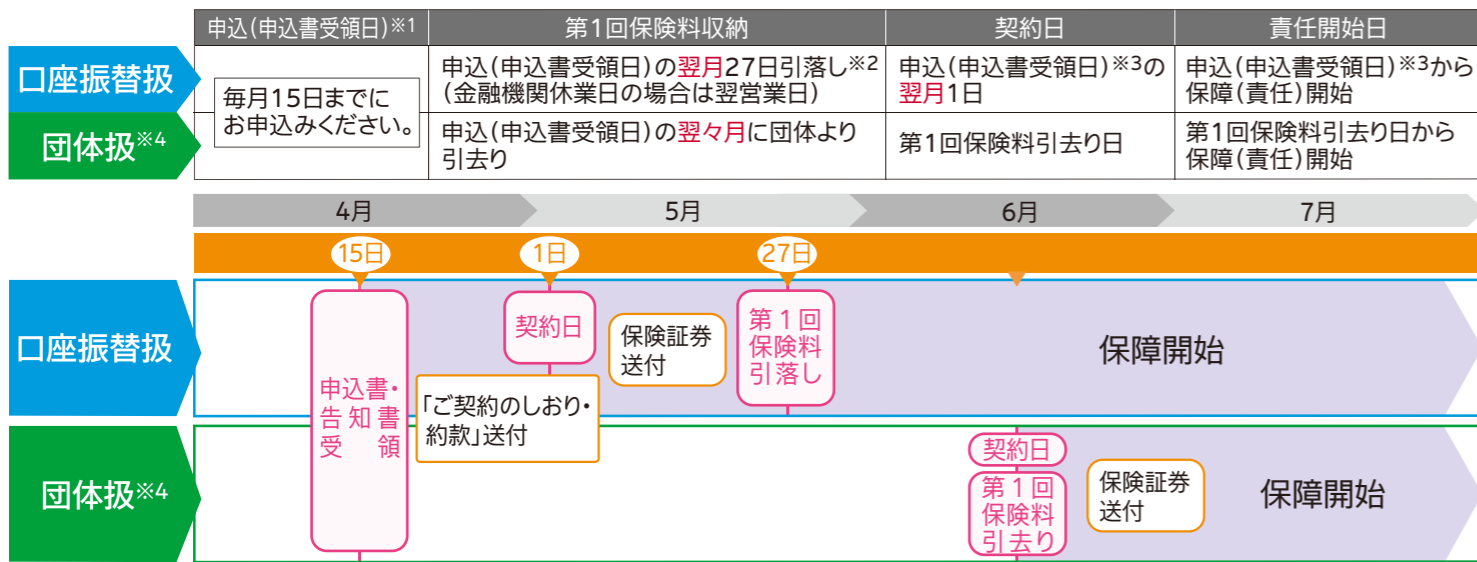


保障(責任)開始時期と保険料収納時期(月払の例示)



- ※1 申込書受領日は、取扱者(生命保険募集人)がお客さまから申込書を受領した日になります。
 ※2 申込(申込書受領日)の翌日から翌月1日までに誕生日を迎える方については申込(申込書受領日)が契約日になります。その際2か月分の保険料をお支払いいただきます。
 ※3 告知日が申込(申込書受領日)より後となった場合は告知日。
 ※4 団体の登録形態により、収納方法や責任開始日が異なります。また、団体から転出された場合は、保険料の支払方法や適用料率が変わります。

⚠️ ご注意ください! 以下の特約の「がん」に対する保障は、主契約の責任開始日からその日を含めて91日目開始されます。
 ⑤医療用新がん診断給付特約 ⑥医療用新がん外来治療給付特約 ⑦医療用抗がん剤治療給付特約
 ⑧医療用保険料免除特約 ⑩医療用新三大疾病一時金特約
 ※⑤⑥⑦⑩の特約については、「がん」の保障開始前に「がん」と診断確定されていた場合、特約は無効となります。

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

- ### 医療保険(MI-01)B型について
- 各給付金のお支払いは、責任開始期以後に発病した病気や発生した不慮の事故によるケガを対象とします。
 - 配当金・満期保険金はありません。
 - 記載されているプランは、契約者貸付・保険料の自動振替貸付のお取扱いができません。
 - 同一の保障内容であっても、保険料払込期間の長い契約に比べ短い契約の方が、保険料の払込総額が高くなる場合がありますので、ご検討の際は十分ご確認ください。
- ### お支払事由の変更について
- 公的医療保険制度等の変更が将来行われたときには、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。
- ### 解約返戻金について
- 死亡保険金不担保特約が付加されているため、保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後は入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります(保険料がすべて払込まれていることを要します)。
 ※保険期間の全期間にわたって保険料をお払いいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
 - 特約・特約には、解約返戻金はありません。
- ### 保険料のお払込みの免除について
- つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いします。
- 所定の高度障害状態に該当したとき
 - 不慮の事故により、所定の身体障害状態に該当したとき

- ### 現在のご契約の解約等をお申し込みについて
- 現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申し込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。
- ### 生命保険募集人について
- 当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
 なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

SOMPOひまわり生命保険株式会社
 〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1新宿セントラルパークビル
 <公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>
 SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先
 HL-P-A-22-00521(2023.3.2)(22070096)891581-0300(23.3)SA

SOMPOひまわり生命
 あなたが健康だと、だれかがうれしい。

組織募集用 2023年3月改定

医療保険

簡易告知用

健康をサポートする医療保険
健康のお守り
 医療保険(MI-01)B型

入院と手術の費用をしっかりと保障 あなたをお守りする医療保険



KKAS2303PO

重要

ご契約前に特にご確認いただきたい事項を別冊の「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり(抜粋)」または「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、必ずご一読くださいますようお願いいたします。

この商品は以下の保障をご希望されるお客さまにおすすめの商品です。
 商品内容がお客さまのご希望に沿っているかご確認ください。
 このパンフレットで
 ご案内する保障分野 ○病気・ケガの保障
 ※当商品に貯蓄部分(払込期間中の解約返戻金)はありません。

保険が人を健康にする インシュアヘルスの時代へ。

Insurhealth®



SOMPOひまわり生命は、万が一の保障だけでなく、
毎日の健康も応援する「健康応援企業」として、保険本来の機能（Insurance）に、
健康を応援する機能（Healthcare）を組み合わせた、
従来にない新たな価値「Insurhealth®（インシュアヘルス）」を提供しています。

運動をがんばる夫を、
料理で応援しています。

40代女性

ウォーキングが
夫婦の趣味になった。

40代女性

禁煙で、
家族の時間が増えた。

30代男性

毎年の健康診断が
待ち遠しくなった。

60代男性

元気なお母さんに
会えてうれしい！

40代女性

インシュアヘルス



健康をサポートする医療保険

健康のお守り なら、病気やケガによる入院・手術を一生涯保障します！

簡単な**3つの告知**（男性は2つ）でお申込みいただけます！

基本
プラン

充実の保障が一生涯続きます！

- 入院は**日帰り入院**から保障
- **手術**は公的医療保険の対象となる**約1,000種類**を保障
- **先進医療の技術料**を**通算2,000万円**まで保障

詳しくは
P.3

オプ
ション

安心のオプションを付加できます！

- 入院したときに一時金でサポート
- 退院後の通院をサポート

詳しくは
P.7~8

告知項目

以下の質問がすべて「いいえ」なら、
医療保険にお申込みいただけます！

- | | | |
|---|--|---------------------------------|
| ① | 告知日現在、病気やケガで入院中ですか。
または最近3か月以内に医師により入院・手術を
すすめられたことがありますか。 | いいえ
<input type="checkbox"/> |
| ② | 告知日より過去1年以内に病気で、
継続して10日以上入院をしたことがありますか。 | いいえ
<input type="checkbox"/> |
| ③ | 【満18歳以上の女性のみ】
告知日現在、妊娠していますか。 | いいえ
<input type="checkbox"/> |

追加で告知いただくことでさらにオプションを付加することができます！

その
他の
オプ
ション

- 高血圧症・脂質異常症・高血糖症の投薬治療の備えに！
- 女性特有の病気やがんの入院の備えに！
- がんなどの疾病、就労不能状態の備えに！
- 介護状態への備えに！

詳しくは
P.9~20

追加で告知いただく内容は、告知書をご確認ください。

● お申込み時の告知がすべて「いいえ」の場合でも、お仕事の内容や過去のお申込み（または同時申込みした他の保険商品）の告知内容や給付金支払歴によってはお引受けできない場合があります。

● お申込みの際は、告知書（告知サポート資料または画面）を必ずご確認ください。

● 上記に該当しても通常の告知でお申込みいただける場合もありますので、募集代理店までお問い合わせください。

保障内容

3つの告知(男性の場合は2つ)でお申込みいただけます。

保険期間:終身

基本プラン

<p>入院</p> <p>疾病入院給付金 災害入院給付金</p> <p>病気やケガで入院したとき 1入院 60日 限度 病気で通算1,000日限度* ケガで通算1,000日限度</p> <p>* 新三大疾病 「がん(上皮内がん含む)」「心疾患」「脳血管疾患」 による入院は通算無制限!</p> <p>日帰り入院対応!</p>	入院給付金日額 10,000円	入院給付金日額 5,000円
	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
	<p>手術</p> <p>手術給付金</p> <p>病気やケガによる 所定の手術・放射線治療、 造血幹細胞移植を目的とした 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の 採取術※1を受けたとき</p> <p>何度でも! * 約1,000種類の手術に対応!</p> <p>*一部例外や対象外となる手術があります。</p>	内容により 1回につき 40・20・10・5 万円
<p>先進医療</p> <p>先進医療給付金</p> <p>先進医療※2による療養を 受けたとき 【医療用新先進医療特約】※3</p>	先進医療の技術料を 通算2,000万円まで保障	

一生涯保障

- 基本プランは《主契約》疾病入院給付金・災害入院給付金・手術給付金+《特約》医療用新先進医療特約です。
- 主契約は死亡保険金不担保特約付医療保険(MI-O1)B型・60日型です。
- 死亡保険金と保険料払込期間中の解約返戻金はありません(死亡保険金不担保特約)。
- 保険期間が終身で短期払の場合、保険料払込期間満了後に入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります(保険料がすべて払い込まれていることを要します)。
- 死亡時に解約返戻金がある場合には、解約返戻金を契約者へお支払いします。

- ※1 責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた採取術が対象となり、手術給付金のお支払いは1回を限度とします。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。
- ※2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる先進医療は変動します。先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限ります。
- ※3 被保険者が既に当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。

さらにオプションを付加することもできます!(オプションによっては追加の告知が必要です。)

選べるオプション

3つの告知

- 1 入院したとき一時金で保障
【医療用入院一時金特約】 P7
- 2 退院後の通院を給付金で保障
【医療用通院特約】※1 P8

追加の告知が必要です

- 3 高血圧症・脂質異常症・高血糖症の投薬治療を保障
【医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)】 P9
- 4 女性特定疾病で入院したとき給付金で保障
【医療用女性疾病入院特約】 P11
- 5 がんと診断確定されたとき給付金で保障
【医療用新がん診断給付特約】 P11
- 6 がんによる通院治療を給付金で保障
【医療用新がん外来治療給付特約】※1※2 P12
- 7 抗がん剤治療を受けたとき給付金で保障
【医療用抗がん剤治療給付特約】 P13
- 8 七大疾病・就労不能状態になったときなどに
保険料のお払込みを免除
【医療用保険料免除特約】 P15
- 9 新三大疾病による入院を日数無制限に保障
【新三大疾病支払日数無制限特約】 P17
- 10 新三大疾病による入院をしたときなどに一時金で保障
【医療用新三大疾病一時金特約】 P18
- 11 要介護1以上と認定されたときなどに一時金で保障
【介護一時金特約】 P19
- 12 要介護3以上と認定されたときなどに年金で保障
【医療用介護年金特約】 P20

一生涯保障

※1 ②医療用通院特約と⑥医療用新がん外来治療給付特約を1契約に同時に付加することはできません。
※2 ⑤医療用新がん診断給付特約との同時付加が必要です。

お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただきます場合があります。



病気やケガによる 入院・手術保障が一生涯!



入院保障

日帰り入院
にも対応!※1



病気やケガで入院した場合、**入院給付金**をお受取りいただけます。

1回の入院※2に
対する支払限度

1回の入院で**60日**まで保障します※3
(**61日目以降**の入院分に対してはお支払いの対象外です)。

通算支払限度

病気とケガのそれぞれで通算**1,000日**まで保障します。
ただし、**新三大疾病** <「がん(上皮内がん含む)」「心疾患」「脳血管疾患」>
で入院した場合は、**通算支払限度を超えて**
疾病入院給付金をお受取りいただけます。

※1 日帰り入院は、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
※2 1回の入院については6ページ「1回の入院のお支払限度について」をご覧ください。

※3 入院給付金については、入院の直接の原因が同一の病気(医学上重要な関係があると当社が認めた病気を含む)またはケガで2回以上入院をされたとき、1回の入院とみなす場合があります。このため、入退院を繰り返される傷病等については、お支払いができる最大日数が1回の入院のお支払限度(60日)となる場合がありますので、ご注意ください。



手術保障

約**1,000種類**
の手術に対応!



病気やケガによる所定の手術・放射線治療などを受けた場合、**手術給付金**※をお受取りいただけます。

手術給付金は、手術の内容に応じて入院給付金日額の**40・20・10・5倍の金額を保障**します。

※一部例外や対象外となる手術があります。手術給付金のお支払額について詳しくは6ページをご覧ください。

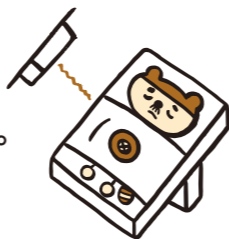


医療用新先進医療特約

先進医療による療養を受けた場合、**先進医療給付金**をお受取りいただけます。

先進医療給付金は、公的医療保険の対象外で全額自己負担となる先進医療の技術料相当額を**通算 2,000万円**まで保障します。

●この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。



もっと詳しく

ご確認事項

《主契約》医療保険(MI-01)

手術給付金のお支払額について(入院給付金日額10,000円の場合)

対象となる手術など	お支払額 (1回につき)	お支払限度
1 公的医療保険対象の手術※1 つぎに該当する手術は 対象外 です。 ● 診断・検査など治療を直接の目的としない手術 ● 創傷処理 ● 皮膚切開術 ● デブリードマン ● 骨または関節の非観血的整復術・非観血的整復固定術・非観血的授動術 ● 抜歯手術 ● 鼻粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術、下甲介粘膜レーザー焼灼術(両側)および鼻甲介切除術(高周波電気凝固法によるもの)	40万円	回数は無制限※3
2 ● 開頭手術(穿頭術は 4) ● 四肢切断術(手指・足指は 4) ● 脊髄腫瘍摘出術 ● 心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の移植手術※2 ● 開胸・開腹手術 (● 3 に該当する手術は除く) ● 帝王切開娩出術は 4 (注)乳房切除術は開胸手術に該当しないため 4	20万円	
3 ● 胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術	10万円 入院中に受けた手術 5万円 外来で受けた手術	
4 ● 1~3 に該当しない手術	10万円	
先進医療に該当する手術 先進医療のうち、診断・検査・注射・点滴・全身的薬剤投与・局所的薬剤投与は 対象外 です。	10万円	
公的医療保険対象の放射線治療 ※1 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法	10万円	
造血幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術 ※4	20万円	1回のみ

※1 「公的医療保険対象の手術」「公的医療保険対象の放射線治療」とは公的医療保険制度によって保険給付の対象となる医科診療報酬点数表に手術料・放射線治療料が算定されるものをいいます。
※2 臓器の移植に関する法律に沿った、受容者を対象とした手術に限り。また、提供者側は対象外です。
※3 「手術給付金」のお支払限度の例外手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定される手術(網膜光凝固術など)や、放射線治療(照射)・温熱療法を複数回

受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。
手術料が1日につき算定される手術(人工心肺など)を複数回受けた場合は、手術を受けた初日のみお支払いします。
※4 責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた採取術が対象となり、手術給付金のお支払いは1回を限度とします。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は対象外です。



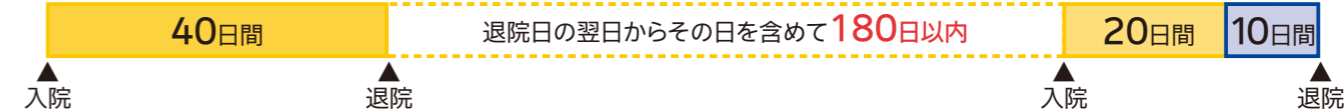
【例】鼻粘膜焼灼術 **X** 公的医療保険の手術料が算定される手術ですが、給付対象外のため**手術給付金はお支払いしません。**

1回の入院のお支払限度について

一度入院して退院しても、180日以内に原因が同一または医学上重要な関係がある入院をした場合には、1入院とみなされます。

2つの入院が1入院とみなされる場合

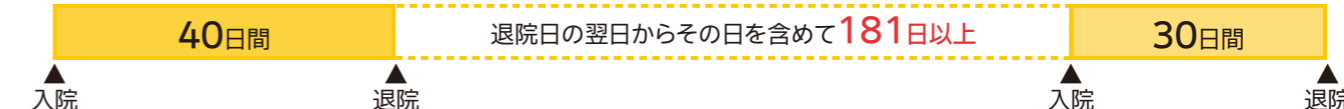
40日間入院後、退院日の翌日からその日を含めて**180日以内**に30日間の入院をした場合



X 70日間の入院とみなされ、30日間のうち10日間は保障されません

2つの入院が1入院とみなされない場合

40日間入院後、退院日の翌日からその日を含めて**181日以上経過**後に30日間の入院をした場合



O 別の入院とみなされるため、30日間分保障されます



3つの告知（男性は2つ）でさらにオプションを付加することができます！ 入院や退院後の通院に備えたい方におすすめ！

① 医療用入院一時金特約

病気やケガで入院した場合、**入院一時金**をお受取りいただけます。
入院の原因が、異なる病気・ケガであれば、
180日以内に複数回入院した場合でも、
それぞれの入院に対してお受取りが可能です。
(1回の入院*についての入院一時金のお受取りは1回限りです。)



お支払事由 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をしたとき

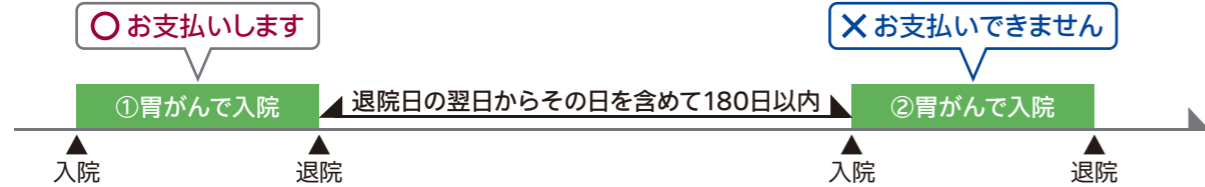
入院一時金
1回につき**10万円**
(入院給付金日額
10,000円の場合)
※入院給付金日額の10倍となります。

入院一時金のお受取りについて

1回の入院*についての入院一時金のお受取りは1回限りです。また、つぎのいずれかに該当する場合についても、それらの入院を通じて入院一時金のお受取りは1回限りとします。

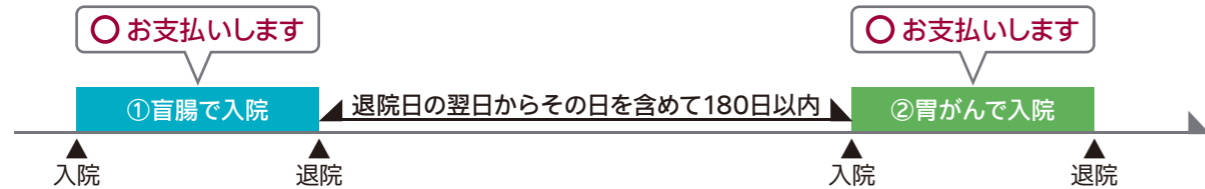
- 注意**
- 入院を2回以上した場合で、1回の入院とみなされるとき
 - 疾病の治療を目的とした入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合で、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなされるとき

事例1 胃がんで入院し、退院後180日以内に胃がんで再度入院した場合



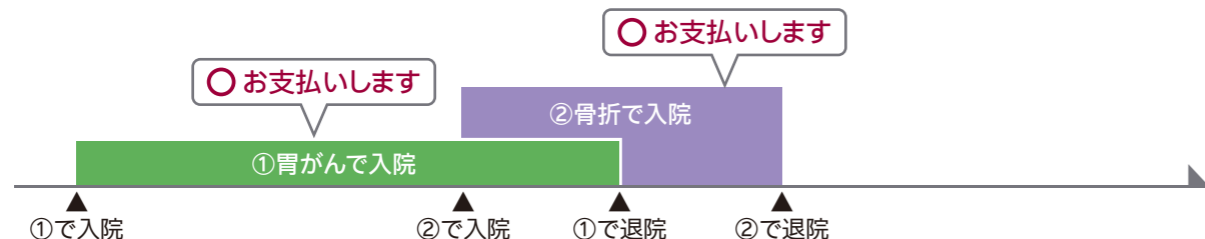
①と②は1回の入院とみなされるため、入院一時金は①で支払われ、②では支払われません。

事例2 盲腸で入院し、退院後180日以内に胃がんで入院した場合



①と②は医学上重要な関係がなく1回の入院とみなされないため、入院一時金は①②いずれも支払われます。

事例3 胃がんで入院中に骨折し、そのまま入院した場合



入院開始の直接の原因となった①と②は医学上重要な関係がなく1回の入院とみなされないため、入院一時金は①②いずれも支払われます。

② 医療用通院特約



病気やケガで入院し、退院後に通院した場合、**通院給付金**をお受取りいただけます。

お支払事由 疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をし、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に通院*1をしたとき

疾病通院給付金・災害通院給付金
1日につき**5,000円**
(通院給付金日額
5,000円の場合)

1回の入院*に対する通院支払限度 30日*2

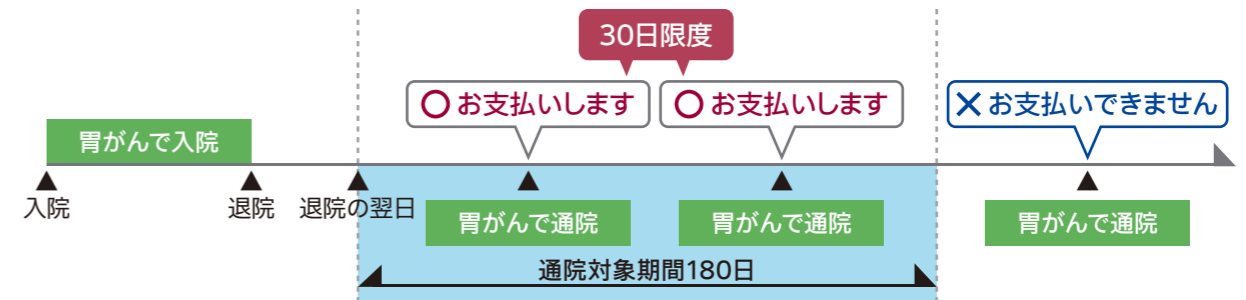
通算支払限度 病気やケガによる通院をそれぞれ通算1,000日まで保障します。
ただし、**三大疾病** <「がん(上皮内がん含む)」「急性心筋梗塞*3」「脳卒中*4」>
で通院した場合は、**通算支払限度を超えて疾病通院給付金をお受取りいただけます。**

- *1 入院の原因となった病気やケガの治療を目的とした通院に限り、かつ、退院日の翌日からその日を含めて180日以内であること。
- *2 2回以上入院された場合で、1回の入院とみなされるときは、お支払限度である30日まで保障します。
- *3 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症などを除く)
- *4 脳血管疾患のうち、「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」

●②医療用通院特約と⑥医療用新がん外来治療給付特約を1契約に同時に付加することはできません。

病気やケガで入院し、退院後に通院した場合の例

事例1 胃がんで入院し、退院の翌日以降に胃がんで通院した場合



事例2 胃がんで入院し、退院の翌日以降に風邪で通院した場合



*1回の入院については6ページの「1回の入院のお支払限度について」をご覧ください。



ご希望の保障内容にあわせてオプションを付加することができます! (追加の告知が必要です。) 高血圧症・脂質異常症・高血糖症に備えたい方におすすめ!

③ 医療用健康回復支援給付特約 (特定投薬治療給付型)

高血圧症・脂質異常症・高血糖症の投薬治療を受けた場合、**健康回復支援給付金**をお受取りいただけます。

(健康回復支援給付金のお受取りは1回限りです。)

お支払事由 高血圧症・脂質異常症・高血糖症※1のいずれかの治療を目的とする投薬治療を受けたとき*

* 当社所定の疾病※2により入院をしたときは、投薬治療を受けたものとみなし、健康回復支援給付金をお受取りいただけます。

健康回復支援給付金
5万円
(健康回復支援給付金額)
5万円の場合

- ※1 詳しくは約款別表「対象となる高血圧症、脂質異常症または高血糖症」をご覧ください。
- ※2 当社所定の疾病の例は、下記をご覧ください。また、詳しくは約款別表「対象となる疾病」をご覧ください。
- 健康回復支援給付金が支払われた場合には、この特約は消滅します。
- この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。

当社所定の疾病の例 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患 腎疾患 肝疾患

不健康な生活習慣から病気の重症化・合併症への進行イメージ

監修:株式会社査定コンサルティング

不健康な生活習慣

不健康な生活習慣とは、例えば以下のようなものがあげられます。

- 不適切な食生活
- ストレス過剰
- 運動不足
- 過度の飲酒
- 喫煙 など

生活習慣病の予備群

不健康な生活習慣を続けると、生活習慣病の予備群となり、

高血圧 脂質異常 高血糖
などになるリスクがあります。



病気の重症化・合併症への進行

例 **高血圧症** **脂質異常症**
高血糖症(糖尿病) によって、病気が重症化したり、合併症へ進行するリスクがあります。

高血圧症	
脳	脳梗塞、脳内出血
心臓	心筋梗塞、狭心症
腎臓	慢性腎臓病
目	眼底出血

脂質異常症	
脳	脳梗塞、脳内出血
心臓	心筋梗塞、狭心症
足	閉塞性動脈硬化
膵臓	急性膵炎

高血糖症(糖尿病)	
脳	脳梗塞、脳内出血
心臓	心筋梗塞、狭心症
腎臓	糖尿病腎症(人工透析)
神経	神経障害(壊疽)
目	糖尿病網膜症(失明のリスク)

健康回復支援給付金は、**治療費以外にも様々な使い道**があります。

生活習慣を改善するためには、**体重・血圧の管理や記録、適度な運動、食生活の見直し**などをすることが大切です!

例 **使い道①**
スマートフォンなどに連動する体重計やウェアラブル端末などの便利なアイテムを購入する。



使い道②
ランニングなどで使うスポーツ用品を購入する。



③ 医療用健康回復支援給付特約を付加した場合、生活習慣病サポートサービスをご利用いただけます!

生活習慣病サポートサービス

医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)にご加入いただいたお客さまには、生活習慣病になる前から罹患後まで使える、**生活習慣病サポートサービス**をご利用いただけます!

運営:株式会社PREVENT

① 生活習慣病相談窓口

生活習慣病(高血圧症・脂質異常症・糖尿病)に関するお悩みに、**医療専門職(看護師・理学療法士・保健師・管理栄養士)**が**電話でお応え**します!



●病気の診断や治療方針など医療行為に該当するような相談は対応できない場合があります。

ご利用対象者 医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)にご加入中のご契約者さま・被保険者さま・そのご家族(2親等以内)

たとえば つぎの健康診断が近づいてきた。今から気をつけること、教えてほしいなあ。



たとえば 自分や家族の血圧の数値が高め……。毎日の食事や運動は、何に気をつけたら良いのかしら?



- 本サービスは2022年8月現在のものです。
- 本サービスは株式会社PREVENTが運営しているサービスをご提供するものです。
- 本サービスは予告なく変更・終了する場合があります。
- ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 本サービスはご契約成立後、マイリンククロス(Webサービス)よりご利用いただけます。

- 本サービスをご利用いただけるのは保険期間の有効期間中となります。健康回復支援給付金(以下、給付金)を受け取り、医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)(以下、特約)が消滅した場合も、主契約が継続している限り本サービスはご利用できます。ただし、給付金のお受取り以外の理由(解約など)で特約が消滅した場合、本サービスはご利用いただけなくなります。

② 生活習慣病重症化予防プログラム



専用アプリと電話で毎日の生活習慣を改善!
なかなか続かない食事・運動などの生活習慣の改善を、**担当者がマンツーマンで最後までしっかりサポート**します!



ご利用対象者 ●医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)にご加入中の被保険者さま
●医師の管理下で高血圧症、脂質異常症、糖尿病の予防または治療を行っている方(診断確定前の方を含みます。)

たとえば 生活習慣病で投薬治療が始まった! 食事や運動を見直したいけど、1人じゃなかなか続かないなあ。



詳しくは21・22ページをご覧ください。



ご希望の保障にあわせてオプションを付加することができます!(追加の告知が必要です。)

女性特有の病気やがんに備えたい方におすすめ!

④ 医療用女性疾病入院特約

通算無制限!



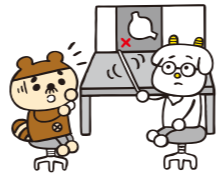
女性特定疾病^{*}で入院した場合、疾病入院給付金に上乗せして**女性疾病入院給付金**をお受取りいただけます。

- 1回の入院^{*}の支払限度日数は主契約の限度日数と同じ(60日)となります(通算無制限)。
- 正常分娩での入院は保障の対象とはなりません。
- ※女性特定疾病とは、子宮筋腫などの女性特有の病気、膀胱炎などの女性にも多い病気、すべてのがんをいいます。詳しくは約款別表「対象となる女性特定疾病」をご覧ください。

女性疾病入院給付金
1日につき**5,000円**
(女性疾病入院給付金日額
5,000円の場合)

⑤ 医療用新がん診断給付特約

回数無制限!
(1年に1回限度)



がん(上皮内がん含む)と医師により診断確定された場合、**がん診断給付金**をお受取りいただけます。

また、再発^{*1}や転移・継続治療(入院・外来治療)などに該当した場合でも同額をお受取りいただけます。

- お支払事由** 【1回目】初めてがん^{*}と医師により診断確定されたとき
【2回目以降】直前のお支払事由^{*}該当日から起算して1年を経過した後に、つぎのいずれかに該当したとき
- 新たにがん^{*}と医師により診断確定されたとき
 - がん治療のために入院を開始または継続しているとき
 - がん治療のための**外来治療**を受けたとき^{*2}

がん診断給付金
1回につき**50万円**
(がん診断給付金額
50万円の場合)

- ※1 再発とは既に診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。
- ※2 ①手術療法②放射線療法③化学療法*1④疼痛緩和療法*2のいずれかの治療が引き続き必要と認められる場合に限りま。

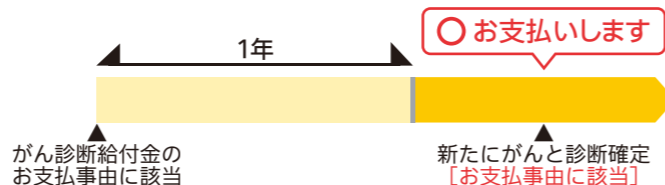
- *1 がんを適応症として定めている薬剤(抗がん剤やホルモン剤等)を投与することにより、がんを破壊またはがんの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法(細胞免疫療法、ワクチン療法を含む)をいいます。
- *2 薬剤の投与または処置を行うことにより、がんによる痛みを緩和することを目的とした治療をいいます。

お支払事例

2回目以降のがん診断給付金のお受取りについて

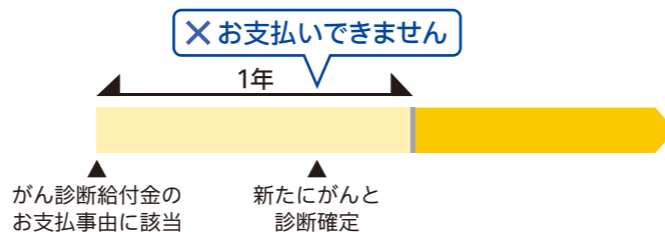
事例1

直前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して**1年を経過した後に**新たにがん^{*}と診断確定された場合



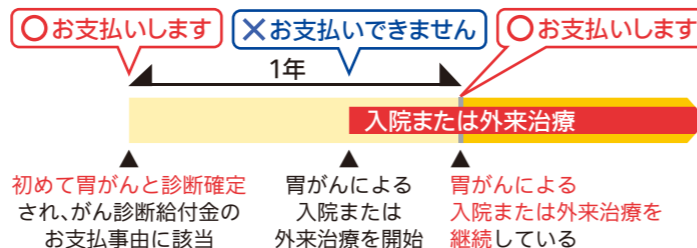
事例2

直前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して**1年以内**に新たにがん^{*}と診断確定された場合



事例3

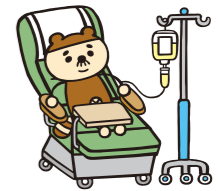
初めて胃がん^{*}と診断確定され、がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年以内に、入院または外来治療を開始
その後がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後も、胃がんによる入院または外来治療を継続している場合



*1回の入院については6ページ「1回の入院のお支払限度について」をご覧ください。

⑥ 医療用新がん外来治療給付特約

通算無制限!
(1年間120日限度)



通院や往診によるがん(上皮内がん含む)の治療を受けた場合、**がん外来治療給付金**をお受取りいただけます。
入院をしない治療でも、がんの治療が続く限り保障します。

- お支払事由** 医師により診断確定されたがんの治療を目的として、医師の治療処置を伴う外来治療(通院・往診)を外来治療期間中に受けたとき
- がんの治療を行ったことにより発生したがん以外の疾病および症状(合併症)に対する治療は、保障の対象外となります。
 - がんの治療を目的とした入院中に外来治療を受けられた場合には、がん外来治療給付金はお受取りいただけません。

がん外来治療給付金
1日につき**10,000円**
(がん外来治療給付金日額
10,000円の場合)

- ⑥医療用新がん外来治療給付特約と②医療用通院特約を1契約に同時に付加することはできません。

がん外来治療給付金のお受取りについて

お支払限度 外来治療期間1年間につき120日間

- がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算した1年間を外来治療期間といたします。新たにがん診断給付金のお支払事由に該当した場合には、その該当した日から起算した1年間が新たな外来治療期間となります。
- 外来治療期間満了日の翌日以後、つぎのいずれかに該当した場合についても、その該当した日から起算した1年間が新たな外来治療期間となります。
 - ・がん治療のために入院を開始したとき
 - ・がん治療のための入院を継続しているとき
 - ・がん治療のための外来治療を受けたとき

「⑤医療用新がん診断給付特約」と「⑥医療用新がん外来治療給付特約」の保障の開始は、主契約の責任開始日^{*}からその日を含めて91日目となります。
責任開始日から90日以内になん(上皮内がん含む)と診断確定された場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、本特約は無効となります。

※ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込みを受けた日または告知の日のいずれか遅い日が主契約の責任開始日となります。ただし、団体扱でお申込みされる等の理由でご契約に責任開始期に関する特約を付加していないときは、第1回保険料(相当額)を当社が受け取った日(告知前に受け取ったときは、告知の日)が主契約の責任開始日となります。

- ⑤医療用新がん診断給付特約と⑥医療用新がん外来治療給付特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。

⑥医療用新がん外来治療給付特約は⑤医療用新がん診断給付特約との同時付加が必要です。

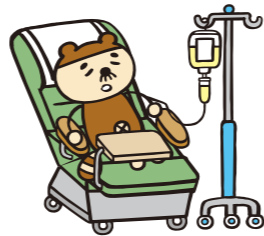


ご希望の保障にあわせてオプションを付加 することができます! (追加の告知が必要です。)

抗がん剤治療に備えたい方におすすめ!

⑦ 医療用抗がん剤治療給付特約

ホルモン療法も対象!



つぎの抗がん剤※1治療*を受けた場合、
お支払事由に該当する月ごとに**抗がん剤治療給付金**、
自由診療抗がん剤治療給付金をお受取りいただけます。

*この特約の責任開始日以後に医師により診断確定されたがんの治療を目的とする抗がん剤治療をいいます。

お支払事由

抗がん剤治療

通算無制限!

公的医療保険制度の対象となる抗がん剤治療を受けたとき

抗がん剤治療給付金
お支払事由に
該当する月ごとに
5万円
(基準給付月額
5万円の場合)

自由診療抗がん剤治療

通算12か月限度

つぎのいずれかの抗がん剤治療を受けたとき
(抗がん剤治療給付金のお支払対象となる抗がん剤治療を除きます。)

- ① 先進医療※2による抗がん剤治療
- ② 患者申出療養※2による抗がん剤治療
- ③ がんを適応症として厚生労働大臣に承認されている抗がん剤による治療
- ④ 欧米で承認された抗がん剤による治療

自由診療抗がん剤治療給付金
お支払事由に
該当する月ごとに
5万円×2
(基準給付月額
5万円の場合)

※1 対象となる「抗がん剤」とは、抗がん剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち「L01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)、V10(治療用放射性医薬品)」に分類される薬剤をいいます。

※2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。患者申出療養と

は、公的医療保険制度に基づく患者申出療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養のことをさします。

- 抗がん剤治療を受けた日が同一の月に2回以上ある場合、その月の最初に抗がん剤治療を受けた日に抗がん剤治療給付金のお支払事由が生じたものとみなします。
- 自由診療抗がん剤治療給付金が支払われる抗がん剤治療を受けた日が同一の月に2回以上ある場合、その月の最初に抗がん剤治療を受けた日に自由診療抗がん剤治療給付金のお支払事由が生じたものとみなします。

「⑦医療用抗がん剤治療給付特約」の保障の開始は、主契約の責任開始日※からその日を含めて91日目となります。

責任開始日から90日以内にがん(上皮内がん含む)と診断確定された場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、本特約は無効となります。

※ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込みを受けた日または告知の日のいずれか遅い日が主契約の責任開始日となります。ただし、団体扱でお申込みされる等の理由でご契約に責任開始期に関する特約を付加し

ていないときは、第1回保険料(相当額)を当社が受け取った日(告知前に受け取ったときは、告知の日)が主契約の責任開始日となります。



抗がん剤治療

「がんにそなえるBOOK(当社作成)」より抜粋

薬が血液から全身に回るため、全身に対して効果が期待できます。副作用があることもありますが、最近では副作用の少ない治療薬の開発が進んでいます。薬物療法には、抗がん剤を使用する治療法のほか、**分子標的薬**や**免疫チェックポイント阻害薬**、**ホルモン療法薬**を使用する治療法などがあります。日本で未承認の治療薬などもあり、**経済的な負担が生じる**ことがあります。

- 右記の費用は薬剤料のみであり、検査料などの諸費用は含まれておりません。薬剤料(薬価)は定期的に見直しが行われており、変動することがあります。
- 右記の費用は高額療養費制度利用前の金額であり、高額療養費制度が適用される場合があります。
- 費用例はがん研有明病院監修のもと、作成しています。医療機関・診断内容・治療内容によって異なりますのでご注意ください。

例

分子標的薬

がん細胞のたんぱく質や遺伝子をターゲットとして効率よく攻撃し、がん細胞の増殖を抑えたり、破壊する治療薬です。

費用

条件

- 乳がん(体重50kgの患者の場合)
- 処方:トラスツズマブ
- 治療スケジュール:3週間ごとに18回治療を行った場合

総額:約216万円
(自己負担3割の場合:**約65万円**)

- トラスツズマブの投与量は体重によって異なります。費用は外来治療の場合ですが、医療機関によっては3日ほどの入院治療が必要になる場合もあります。



患者申出療養制度

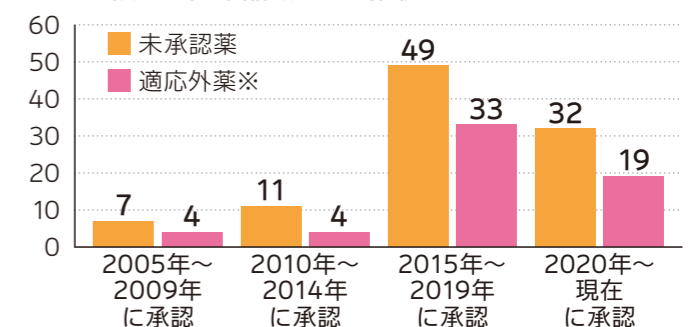
患者申出療養制度は、未承認薬などを迅速に保険外併用療養として使用したいという困難な病気と闘う患者の思いに応えるため、**患者からの申出を起点とし、安全性・有効性などを確認しつつ、できる限り身近な医療機関で受けられるようにする**制度です。
この制度を用いると、公的医療保険と併用して未承認薬などの先進的な治療を受けることができます。



欧米で承認された抗がん剤(日本で未承認の薬など)

欧米で承認された薬剤が**日本で承認されるまでには数か月から数年程度かかる**ため、未承認薬を使う治療は「**自由診療(全額自己負担)**」となります。未承認薬は1か月の薬剤費が100万円を超えるものが多く、中には1,000万円を超えるものもあります。

■米国か欧州で承認され、日本未承認または適応外であるがん領域の医薬品数とその推移



※欧米および日本で承認されているが、適応症が異なり、日本では一部の適応症に使用できない薬剤のことをいいます。

●2021年2月28日時点での情報に基づいています。(のべ数) 国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について」

●この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。



ご希望の保障にあわせてオプションを付加 七大疾病や就労不能状態などに備えたい

することができます! (追加の告知が必要です。) 方におすすめ!

⑧ 医療用保険料免除特約

つぎのいずれかに該当した場合、以後の保険料のお払込みは必要ありません。

- 保険料払込免除事由**
- ① 七大疾病により所定の事由に該当したとき
 - ② 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき※1
 - ③ 当社所定の就労不能状態※2に該当したとき

※1 精神障害の状態に該当している場合を除きます。精神障害の状態について、詳しくは約款をご覧ください。
 ※2 詳しくは16ページの「③対象となる当社所定の就労不能状態」および約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

●この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更または国民年金法の改正が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かって保険料払込免除事由を変更することができます。

①対象となる七大疾病および所定の事由

がん (上皮内がん含む)	被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがんと医師により診断確定されたとき
心疾患	被保険者が心疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①心疾患を直接の原因とする入院をしたとき ②心疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
脳血管疾患	被保険者が脳血管疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①脳血管疾患を直接の原因とする入院をしたとき ②脳血管疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
慢性腎不全	被保険者が慢性腎不全を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①慢性腎不全により永続的な透析療法を開始したとき ②慢性腎不全の治療を直接の目的として腎臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき
肝硬変	被保険者が肝硬変を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤が破裂したと医師により診断されたとき ②肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ③肝硬変の治療を直接の目的として肝臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき
糖尿病	被保険者が糖尿病を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①糖尿病により糖尿病性網膜症を発病し、その治療を直接の目的として網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき ②糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として1手の1手指以上または1足の1足指以上についての切断術を受けたとき
高血圧性疾患	被保険者が高血圧性疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離が破裂したと医師により診断されたとき ②高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき

「⑧医療用保険料免除特約」のがん(上皮内がん含む)に対する保障の開始は、主契約の責任開始日※からその日を含めて91日目となります。ただし90日以内にがん(上皮内がん含む)と診断確定された場合でも、当該がんを原因として所定の就労不能状態に該当した場合、保障の対象となります。

※ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込みを受けた日または告知の日のいずれか遅い日が主契約の責任開始日となります。ただし、団体扱でお申込みされる等の理由でご契約に責任開始期に関する特約を付加していないときは、第1回保険料(相当額)を当社が受け取った日(告知前に受け取ったときは、告知の日)が主契約の責任開始日となります。

③対象となる当社所定の就労不能状態 (詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。)

所定の疾患等による障害 I

心臓の病気

- 心臓移植術を受けた
- 人工心臓を装着した
- CRT(心臓再同期医療機器)またはCRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着した

腎臓の病気

- 永続的な透析療法を開始した
- 腎臓移植術(自家移植は除きます)を受けた



人工肛門の造設

人工肛門を永久的に造設し、かつ、以下のいずれかにあてはまる

- 人工ぼうこうを永久的に造設または尿路変更術を受けた
- 完全排尿障害(カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする)状態にある

所定の疾患等による障害 II

回復の見込みのない状態

呼吸器の病気

常時の酸素療法が必要であり、常時の酸素療法を施行している

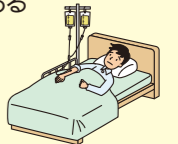


心臓の病気

- 心臓に人工弁を置換した※1
 - 恒久的心臓ペースメーカーを装着した※2
- ※1 生体弁の移植を含み、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合は含みません。
 ※2 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合およびすでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合は含みません。

肝臓の病気

肝硬変により、腹水または肝性脳症の臨床所見がある



血液・造血器の病気

[以下の疾患で血液数値が所定の異常値を示している]

- 再生不良性貧血等の難治性貧血群に分類される疾患
- 血友病等の出血傾向群を伴う疾患
- 白血病等の血液のがん(造血器腫瘍群)

悪性新生物

[悪性新生物で血液数値がつぎのすべてに該当する]

- 赤血球数が250(万/mm³)未満のもの
- 血色素量が8(g/dl)未満のもの
- ヘマトクリットが20%未満のもの
- 総蛋白が4(g/dl)未満のもの

眼の障害 回復の見込みのない状態

[両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態]

- メガネ・コンタクトレンズ等を装着したとき矯正視力を測定し、視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの、または、視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- I/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
- ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 視野狭さくによる視力障害、および眼瞼下垂による視力・視野障害を除く

耳の障害 回復の見込みのない状態

[両耳の聴力に著しい障害を残す状態]

- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの



平衡機能の障害 回復の見込みのない状態

[平衡機能に著しい障害を残す状態]

脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、開眼で起立・立位保持が不能、または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒もしくは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度の状態

言語機能の障害 回復の見込みのない状態

[言語機能に著しい障害を残す状態]

語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷または発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思疎通が困難な状態

上・下肢の障害 I

- 両手の第1指(母指)を失い、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)を失ったもの
- 1手の5手指を失ったもの
- 10足指を失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったもの

上・下肢の障害 II 回復の見込みのない状態

- 1上肢の機能に著しい障害を残すもの
- 1手の5手指の機能に著しい障害を残すもの
- 両手の第1指(母指)の機能に著しい障害を残し、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)の機能に著しい障害を残すもの
- 1下肢の機能に著しい障害を残すもの
- 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を残すもの

*著しい障害や、相当程度の障害とは関節の運動範囲の制限や、筋力の低下が所定の状態以下になっている状態などをいいます。



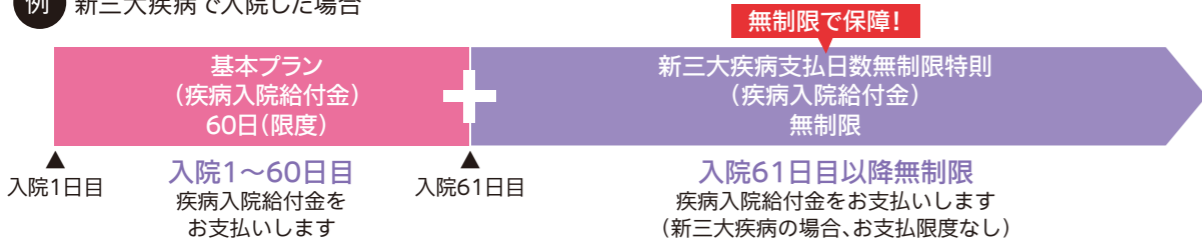
ご希望の保障にあわせてオプションを付加することができます!(追加の告知が必要です。)

新三大疾病に備えたい方におすすめ!

⑨ 新三大疾病支払日数無制限特則

新三大疾病で入院した場合、入院日数を無制限に保障します。

例 新三大疾病で入院した場合



対象となる新三大疾病 がん(上皮内がん含む) 心疾患 脳血管疾患



⑩ 医療用新三大疾病一時金特約

回数は無制限!
(一時金ごとに1年に1回を限度)

新三大疾病により所定の事由に該当した場合、**がん一時金**、**心疾患一時金**、**脳血管疾患一時金**をそれぞれの一時金ごとにお受取りいただけます。



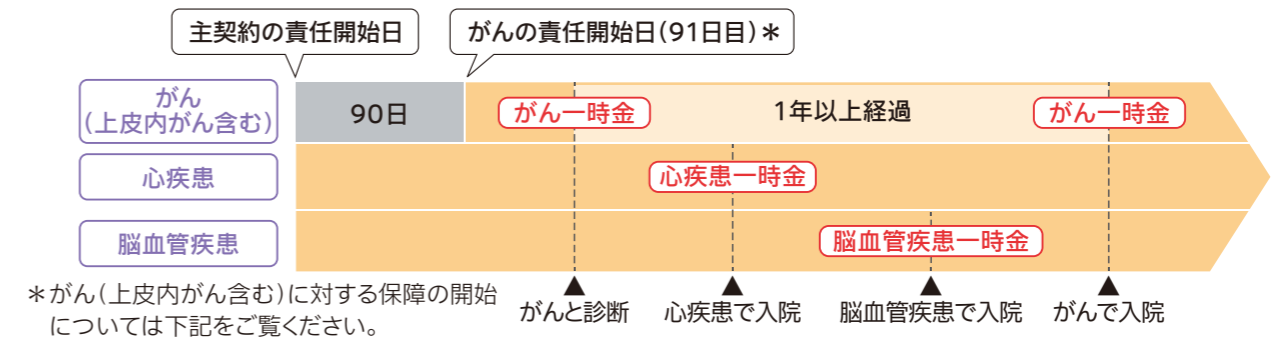
対象となる新三大疾病およびお支払事由

がん (上皮内がん含む)	[1回目]初めてがんと医師により診断確定されたとき [2回目以降]がんの治療を目的とする入院をしたとき
心疾患	心疾患の治療を目的とする入院をしたとき
脳血管疾患	脳血管疾患の治療を目的とする入院をしたとき

●2回目以降のお支払いは、前回お支払事由に該当した日から、その日を含めて1年以上経過していることが必要です。

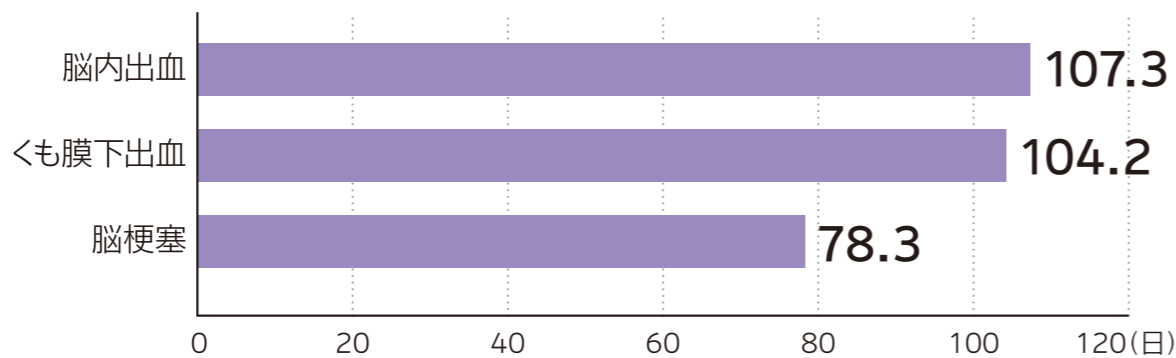
●入院は日帰り入院から保障します。

一時金のお受取りイメージ



病気によっては長期にわたる入院を要する場合があります。

■ 疾病別退院患者の平均在院日数※



※「平均在院日数」とは、1回の入院における平均日数であり、疾患別の完治までの平均入院日数ではありません。
厚生労働省「平成29年 患者調査」

「⑩医療用新三大疾病一時金特約」の**がん(上皮内がん含む)**に対する保障の開始は、**主契約の責任開始日**※からその日を含めて**91日目**となります。
責任開始日から90日以内に**がん**と診断確定された場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、**本特約は無効**となります。

※ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込みを受けた日または告知の日のいずれか遅い日が主契約の責任開始日となります。ただし、団体扱でお申込みされる等の理由でご契約に責任開始期に関する特約を付加して

いないときは、第1回保険料(相当額)を当社が受け取った日(告知前に受け取ったときは、告知の日)が主契約の責任開始日となります。



さらにオプションを付加することができます! (追加の告知が必要です。)

要介護状態に備えたい方におすすめ!



⑪ 介護一時金特約

つぎのいずれかに該当した場合、**介護一時金**をお受取りいただけます。

(介護一時金のお受取りは1回限りです。)

- お支払事由
- ① 公的介護保険制度により**要介護1以上**と認定されたとき
 - ② 満65歳未満の被保険者について 当社所定の要介護状態※が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき
 - ③ 当社所定の高度障害状態に該当したとき

一時金

介護一時金 100万円
(介護一時金額 100万円の場合)

または

年金

5年間(確定年金5年の場合)

★当社所定の取扱条件の範囲内で、一時金に代えて年金でのお受取りを選択することができます。**介護一時金の一部のみを年金でお受取りいただくことはできません。**

※「当社所定の要介護状態」とは約款別表に定めるつぎの①または②のいずれかに該当した場合をいいます。

- ① 下記 A~Eのうち、1項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
A.歩行 B.衣服の着脱 C.入浴 D.食物の摂取 E.排泄
- ② 器質性認知症、かつ意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

(注)当社所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

- 詳しくは約款別表「対象となる要介護状態」「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
- 介護一時金が支払われた場合には、この特約は消滅します。
- この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。

⑫ 医療用介護年金特約

つぎのいずれかに該当した場合、生存している限り、終身にわたって**介護年金**をお受取りいただけます。

- お支払事由
- ① 公的介護保険制度により**要介護3以上**と認定されたとき
 - ② 満65歳未満の被保険者について 当社所定の要介護状態※が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき
 - ③ 当社所定の高度障害状態に該当したとき

例 介護年金額:36万円の場合



※「当社所定の要介護状態」とは約款別表に定めるつぎの①または②のいずれかに該当した場合をいいます。

- ① 下記Aが全部介助または一部介助の状態に該当し、かつ、B~Eのうち2項目以上が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
A.歩行 B.衣服の着脱 C.入浴 D.食物の摂取 E.排泄
- ② 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定され、かつ、上記B~Eのいずれかが全部介助または一部介助の状態に該当したとき

(注)当社所定の要介護状態の判断基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

- 詳しくは約款別表「対象となる要介護状態」「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
- この特約のお支払事由に該当した場合、以後のこの特約の保険料のお払込みは必要ありません。
- 第1回の介護年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による介護年金はお支払いしません。
- この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたとき、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。

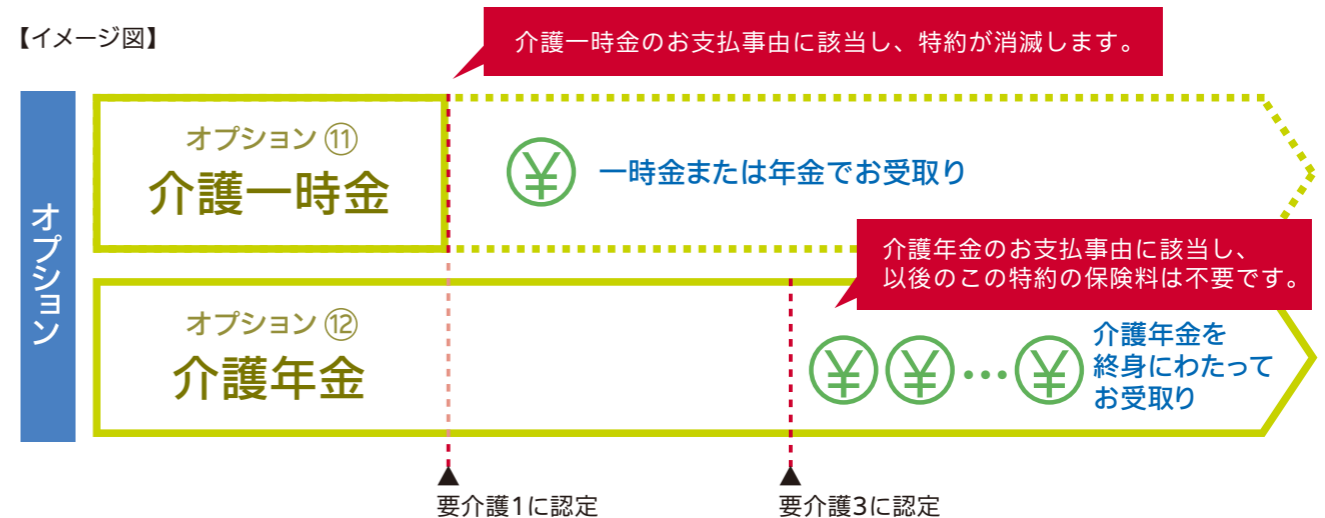
公的介護保険制度に定める要介護度別の身体状態のめやす

(公財) 生命保険文化センター
「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)

		身体の状態(例)	
要支援	1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
	2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
要介護	1	軽度の介護を必要とする状態	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	2	中等度の介護を必要とする状態	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	3	重度の介護を必要とする状態	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。立ち上がりや両足での立位保持がひとりでほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
重	4	最重度の介護を必要とする状態	食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

⑪ 介護一時金特約と⑫ 医療用介護年金特約を同時に付加した場合

【イメージ図】



⑪介護一時金特約と⑫医療用介護年金特約は 対象となる「要介護状態」の範囲が異なります。



生活習慣病重症化予防プログラム



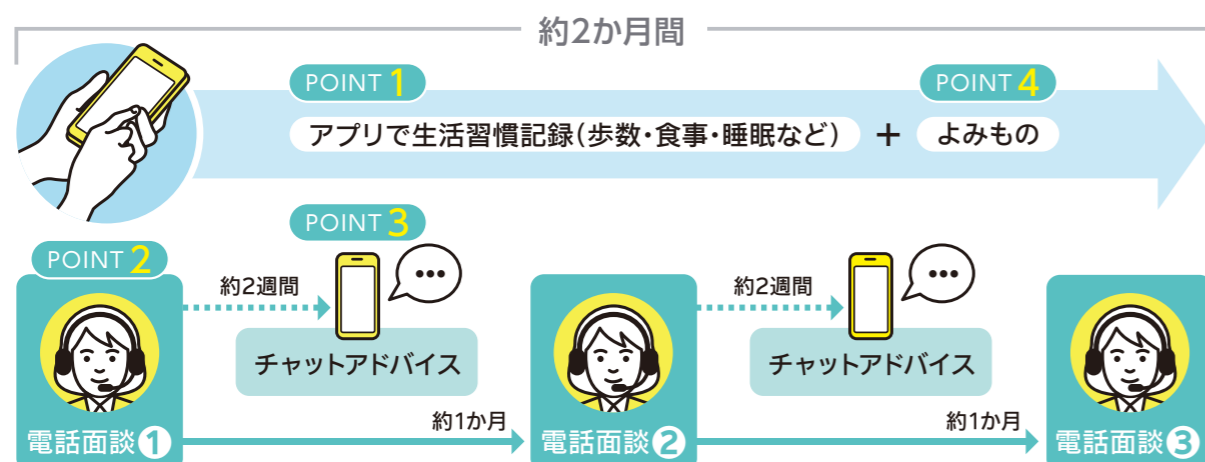
③医療用健康回復支援給付特約を付加した場合、以下の生活習慣病を予防・重症化予防するためのサービスをご提供します！

生活習慣の見直し、1人じゃ続かないと感じていませんか？

「生活習慣病重症化予防プログラム Ship」では、専用アプリで毎日の生活習慣を見える化し、その記録を元に医療専門職※1があなたに合った改善方法を個別でアドバイスします。生活習慣改善といっても何から始めればいいのかわからない、1人ではなかなか続かない、そんなあなたにおすすめです！

※1 看護師・理学療法士・保健師・管理栄養士

サービスご利用イメージ



ご利用対象者

- 医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療給付型)にご加入中の被保険者さま
- 医師の管理下で高血圧症、脂質異常症、糖尿病の予防または治療を行っている方(診断確定前の方を含みます。)

費用

1か月目/
2か月目

本サービスの利用にあたって、新たに費用は発生しません。※2
※2 追加費用なしでのご利用は、保険期間を通して1回のみとなります。

約2か月間のプログラム終了後に、継続利用をご希望されるお客さまは、サービス提供会社と直接お手続きすることによって有料で継続利用いただくことも可能です。継続利用の費用につきましては、サービス提供会社に直接お支払いいただきます。

■サービス提供会社 本サービスの提供は株式会社PREVENTが行います。



PREVENT社について

名古屋大学医学部発の健康支援サービスの提供を行う企業です。病気が重症化した後では、先進的な医療技術や優秀な医療者が揃っていても、治すことができない場合が多くあるという課題に対し、アカデミックな医療専門知識やテクノロジーを活用し、今までにない新しい「健康づくり」を追求しています。

- 本サービスは2022年8月現在のものです。
- 本サービスは当社と株式会社PREVENTが開発を行った、当社専用のサービスです。運営は株式会社PREVENTが行います。
- 本サービスは予告なく変更・終了する場合があります。
- ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

- ご利用に際して、ご利用開始前に医師の承諾書をご提出いただきます。
- 医療機関によっては、承諾書の取付けに費用が発生する場合があります。その場合お客さまの自己負担となりますのでご了承ください。
- 併発している疾病がある場合には、ご利用いただけない場合があります。

POINT 1

生活習慣を記録

専用アプリを活用して、歩数・食事・睡眠などの記録を行うことにより、**毎日の生活習慣を数値化**します！

POINT 2

電話でアドバイス

アプリの記録を元に、**あなたに合った改善方法**を医療専門職がアドバイス！

POINT 3

チャットでいつでも相談

チャット機能で担当の医療専門職に、**気になることをいつでも相談**できます！

POINT 4

アプリ内でよみものを配信

あなたの**症状や生活習慣の状況に合わせて**、学習用の**よみものを配信**！

POINT 5

有償オプションでより効果的に

有償オプションを活用することで、日々の活動量や塩分摂取量などが見える化！**より効果的に生活習慣改善を行うことができます。**

ウェアラブル端末
アプリと同期するので生活習慣の記録が簡単に！歩数や睡眠時間などがわかるウェアラブル端末です。

塩分摂取量簡易測定器(減塩モニタ)
毎日自分の尿を測定することで塩分摂取量を減らしましょう！前日に摂取した1日の塩分量の目安がわかる機械です。

利用者の声

担当医療専門職との電話面談はかなり役に立ちました。面談があるので意識が向上し、取組みも継続できたと思います。

プログラム中は同じ方が担当してくださり、開始時の目標設定から、日々のフォローまで一貫して行ってくれるのがとても良かったです。

誰かが応援してくれることで、取組みを続けられることを実感しました。体重が減少し、運動により筋肉量も増加しました！

- 効果には個人差があります。すべての人に同様の効果が得られるわけではありません。
- 本サービスはご契約成立後、マイリンククロス(Webサービス)よりご確認ください。
- 本サービスをご利用いただけるのは保険期間の有効期間中となります。健康回復支援給付金(以下、給付金)を受け取り、医療用健康回復支援給付特約(特定投薬治療

給付型)(以下、特約)が消滅した場合も、主契約が継続している限り本サービスはご利用できます。ただし、給付金のお受取り以外の理由(解約など)で特約が消滅した場合、本サービスはご利用いただけなくなります。